

# 令和8年度 消防団の概要



令和8年佐倉市消防出初式（令和8年1月11日開催）より

佐倉市消防団  
佐倉市危機管理課

# 目 次

1. 佐倉市の概況	1
(1) 佐倉市の位置・地勢	1
(2) 佐倉市の市勢・交通機関	1
(3) 佐倉市地区別人口及び世帯数	1
2. 消防団の沿革	2 ～ 3
3. 佐倉市消防団の組織構成	4 ～ 6
(1) 消防団の概要	4
(2) 組織図	4
(3) 消防団員の内訳	5 ～ 6
4. 消防団について	7 ～ 10
(1) 消防団員の身分・仕事	7
(2) 消防のしくみ	7 ～ 8
(3) 火災発生時等の出動指令について	8 ～ 9
(4) 佐倉市消防団の消防機庫一覧	10
5. 消防水利	11
6. 佐倉市消防団出動件数及び出動人員	12 ～ 14
(1) 地区別緊急出動件数・人員一覧（平成28年度～令和7年度）	12
(2) 緊急出動内訳（令和7年度）	13 ～ 14
(3) 出動件数・人員一覧（令和7年度）	14
7. 消防予算（令和8年度）	15 ～ 16
(1) 令和8年度消防予算	15
(2) 消防費の内訳	15
(3) 消防団員にかかる経費（団員報酬・出動報酬等）	16
8. 佐倉市消防団をとりまく現状	17
9. 火災発生状況（令和3年度～令和7年度）	17
10. 令和7年度佐倉市消防団事業報告	18
11. 佐倉市消防団に関する条例及び規則	19 ～ 25
(1) 佐倉市消防団の設置等に関する条例	19
(2) 佐倉市消防団条例	20
(3) 佐倉市消防団の運営に関する規則	21 ～ 22
(4) 佐倉市消防団協力表示制度実施要綱	23 ～ 25

# 1. 佐倉市の概況

## (1) 佐倉市の位置・地勢

佐倉市は千葉県北部、下総台地のほぼ中央に位置しており、東京都心へは西に40km、新東京国際空港（成田空港）へは東に15km、千葉市には南西15kmに位置している。

市の北側には印旛沼があり、市域は印旛沼の南に広がる低地（標高1.5m）と斜面緑地に囲まれた台地（標高最高47m）からなり、特徴ある地形を持っている。そして、その間を鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注がれ、豊かな自然を有している。

## (2) 佐倉市の市勢・交通機関

昭和29年3月、佐倉町など近隣6か町村が合併して佐倉市となり、その後、現在の千代田地区などを編入し現在に至る。

佐倉地区は城下町の歴史を持ち行政の中心地区として、根郷、和田、弥富地区は農業地帯であるとともに県内有数の工業団地が展開し、志津、臼井、千代田地区は宅地開発による人口増加に加え商業などの成長がある地区として、それぞれの個性をもって発展している。

市内の交通網は、北部に京成電鉄、住宅地を循環するモノレール、中央部にJR東日本、南部に東関東自動車道の佐倉ICがあり、市民の通勤・通学、本市の産業活動を支えている。

## (3) 佐倉市地区別人口及び世帯数（令和8年3月末）

地区名	世帯数	総人口			団員数	団員1人 当り人口	団員1人 当り 世帯数
		計	男	女			
佐倉地区	13,853	27,077	13,232	13,845	132	205.1	104.9
志津地区	34,949	73,989	35,761	38,228	105	704.7	332.8
臼井地区	14,407	29,235	14,326	14,909	88	332.2	163.7
根郷地区	12,350	24,837	12,535	12,302	125	198.7	98.8
和田地区	715	1,514	772	742	59	25.7	12.1
弥富地区	712	1,369	734	635	71	19.3	10.0
千代田地区	4,487	10,186	4,994	5,192	59	172.6	76.0
総数	81,473	168,207	82,354	85,853	664※	253.3	122.7

※総団員数は本部（11名）及び女性消防部（14名）を加えた664名

## 2. 消防団の沿革

- 昭和29年 3月 佐倉町、臼井町、志津村、根郷村、和田村及び弥富村の6町村を合併し  
佐倉市となる  
4月 同年3月の町村合併による市政施行に伴い『佐倉市消防団』を編成  
団員1,800名 初代団長 毛塚三代治氏就任
- 30年 3月 条例改正により団員1,200名 旭村の一部を佐倉市に編入  
5月 条例改正により団員1,230名
- 32年 1月 四街道町の一部（現千代田地区）を佐倉市に編入  
条例改正により団員1,355名  
4月 第2代団長 石渡慶助氏就任
- 33年 7月 条例改正により団員1,250名
- 34年12月 第3代団長 藤崎薫氏就任
- 35年10月 条例改正により団員1,150名
- 37年 4月 条例改正により団員875名  
12月 佐倉市消防団に常備部を設置 消防吏員 10名 消防ポンプ車 1台
- 39年10月 条例改正により団員841名
- 40年 4月 佐倉市に消防本部と消防署を設置 条例改正により団員812名
- 45年11月 第4代団長 村山実氏就任
- 46年 8月 第7回千葉県消防大会において第3分団22部が小型ポンプの部で優勝
- 47年 4月 佐倉市外二町消防組合発足 佐倉市消防団事務を行う
- 49年12月 第1分団4部を増設
- 50年 4月 条例改正により『本部長』3名増員 団員815名
- 51年 3月 条例改正により第4分団30部を増設 団員830名
- 55年 4月 第5代団長 国松秀太郎氏就任
- 57年 4月 条例改正により『本部員』2名増員 団員832名
- 平成 4年 4月 佐倉市八街市酒々井町消防組合発足 第6代団長 細谷明氏就任  
5年 3月 佐倉市消防団条例等関係条例制定  
4月 消防組合より佐倉市へ消防団事務移管
- 12年 4月 第7代団長 植草一夫氏就任
- 15年 4月 規則改正により第5分団45部46部47部を統廃合  
10月 第34回『県民の消防員』団体の部受章
- 16年 1月 千葉県知事表彰受章  
4月 第8代団長 中込朗氏就任
- 19年10月 条例改正により定員805名 年齢制限等の任命要件を変更
- 20年 4月 第9代団長 秋田豊氏就任 女性消防部が発足
- 24年 4月 第10代団長 櫻井道明氏就任
- 26年 6月 総務大臣より感謝状を受領

次頁へ続く

## 前頁より

平成28年	4月	第11代団長 板倉和雄氏就任
令和2年	2月	令和元年度水防功労者国土交通大臣表彰受章
	3月	令和元年度防災功労者消防庁長官表彰受章
	4月	第12代団長 齋藤達弥氏就任
	9月	令和2年防災功労者内閣総理大臣表彰受章
7年	4月	第13代団長 飯島久義氏就任
8年	4月	条例改正により定員680名

### 3. 佐倉市消防団の組織構成

#### (1) 消防団の概要

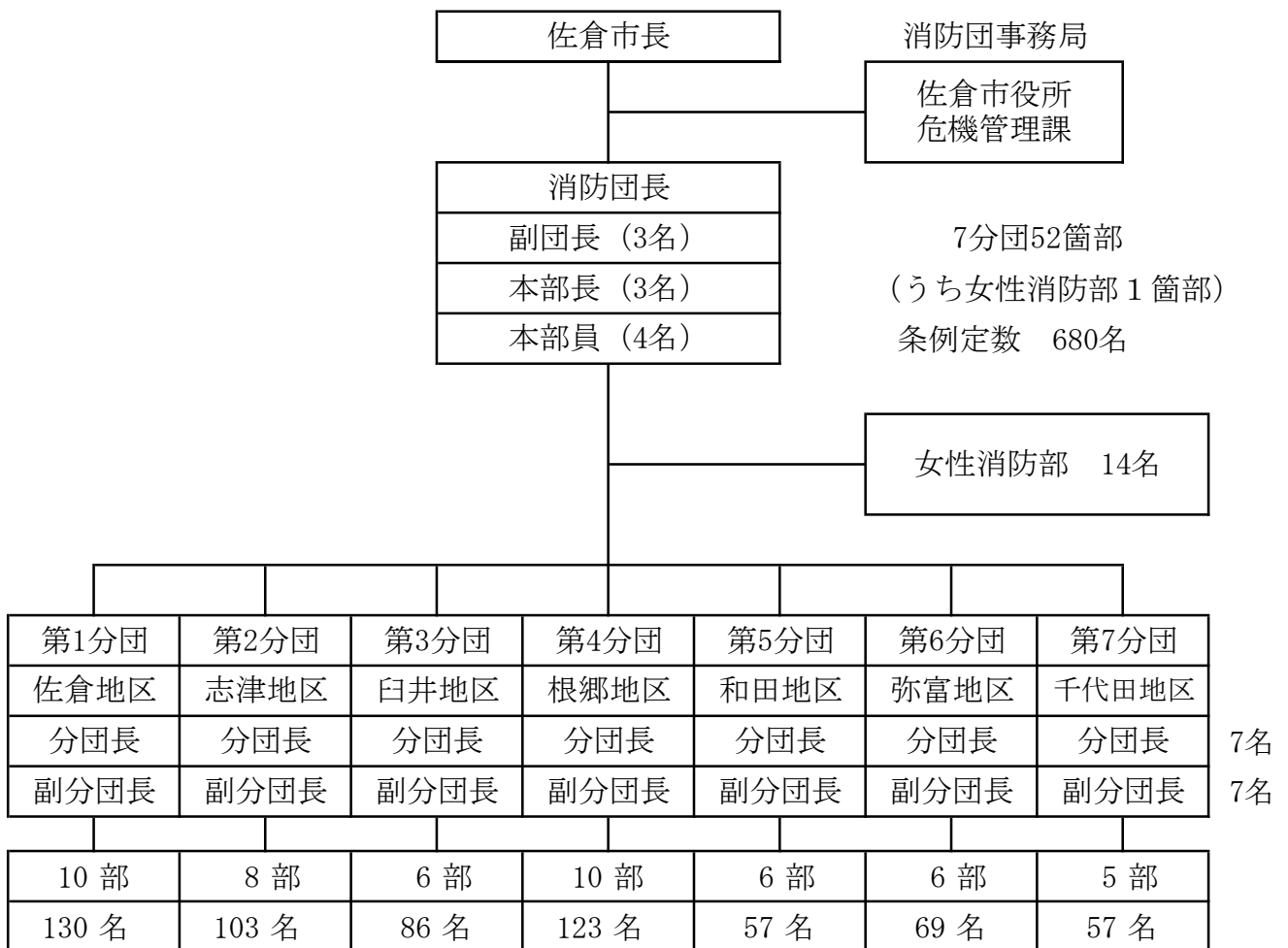
佐倉市消防団は、昭和29年3月に町村の合併、それ以後の一部編入などにより佐倉市を7つの地区に分け、7分団に編成されています。

第1分団は佐倉地区、第2分団は志津地区、第3分団は臼井地区、第4分団は根郷地区、第5分団は和田地区、第6分団は弥富地区、第7分団は千代田地区をそれぞれ担当区域とし、7分団の下に51の部が組織され、消防団本部、女性消防部を加えた定員数680名で編成されています。

現在（令和8年4月1日）の団員数は、消防団長1名、副団長3名、本部長3名、本部員4名、分団長7名、副分団長7名、部長52名、班長52名、団員535名の合計664名で16名の欠員が生じています。

なお、平成20年4月1日より発足した女性消防部については火災予防や地域防災などの広報・啓発を主体に従事しています。

#### (2) 組織図



\*各部定員15名

(3) 消防団員の内訳

[1] 所属別消防団員数

分団別	階級 (職名)	計	団 長	副 団 長	副(本 団 部長) 長	分(本 団 部員) 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員
	管轄区域										
団本部		11	1	3	3	4					
女性消防部		14							1	1	12
第1分団	佐倉	132					1	1	10	10	110
第2分団	志津	105					1	1	8	8	87
第3分団	臼井	88					1	1	6	6	74
第4分団	根郷	125					1	1	10	10	103
第5分団	和田	59					1	1	6	6	45
第6分団	弥富	71					1	1	6	6	57
第7分団	千代田	59					1	1	5	5	47
計		664	1	3	3	4	7	7	52	52	535

[2] 消防団員の在職年数

区分	階級 (職名)	計	団 長	副 団 長	副(本 団 部長) 長	分(本 団 部員) 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員
5年未満		64						1	5	2	56
5年以上～10年未満		88							15	6	67
10年以上～15年未満		105					1		6	9	89
15年以上～20年未満		113						3	6	12	92
20年以上～25年未満		131			1	1	1	1	11	10	106
25年以上～30年未満		90		1	1	2	2	1	4	6	73
30年以上		73	1	2	1	1	3	1	5	7	52
計		664	1	3	3	4	7	7	52	52	535

[3] 消防団員の年齢構成

階級 (職名)	計	団 長	副 団 長	副 (本 団 部長)	分 (本 団 部員)	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員
19歳以下										
20歳～29歳	24							3	1	20
30歳～39歳	105							14	7	84
40歳～49歳	262				1	1	3	17	25	215
50歳以上	273	1	3	3	3	6	4	18	19	216
計	664	1	3	3	4	7	7	52	7	535

[4] 消防団員の職業

区分	計	農 業	林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 業	金 融 ・ 保 険 業	不 動 産 業	サ ー ビ ス 業	国 家 公 務 員	日 本 郵 政 グ ル ー プ 職 員	地 方 公 務 員	特 殊 法 人 等 公 務 員 に 準 ず る 職 員	分 類 不 能 の 産 業	そ の 他
人数																			
計	664	43	0	0	2	78	104	24	56	50	10	8	146	8	1	35	13	11	75

[5] 消防団員の新任状況 (R7.4.2～R8.4.1)

退団団員(在籍年数別)合計31名					新入団団員(年齢別)合計17名					
5年未満	5～9	10～14	15～19	20年以上	18歳～ 20歳	21～25	26～30	31～35	36～40	41歳以上
3	4	5	2	17			1	6	4	6

## 4. 消防団について

### (1) 消防団員の身分・仕事

#### 〔1〕消防団員の身分

##### 1. 消防団員は特別職の地方公務員となります。

- ①消防団員は消防団長から任命されます。
- ②消防団への入退団は自由になります。

##### 2. 市町村長が消防の管理者になります。

消防団員の最高責任者は市町村長です。市町村長は消防団の組織運営を管理し、その権限が消防団長に委ねられています。

#### 〔2〕消防団員の仕事

##### 1. 災害発生時

- ①火災出動（建物火災・林野火災・車両火災等）
- ②風水害出動（台風・集中豪雨・洪水等）
- ③地震出動（地震・津波・噴火等）
- ④土砂災害出動（崖崩れ・山崩れ・地滑り等）

※このほかにも、搜索活動・人命救助・避難誘導・救急救助等を行うこともあります。

##### 2. 災害発生時以外

- ①火災予防活動
- ②警備警戒活動
- ③教育訓練活動
- ④機械器具等の点検

### (2) 消防のしくみ

#### 1. 消防機関

市町村の消防機関には、消防本部・消防署・消防団の3つの組織があります。市は、消防事務を処理するために、その全部又は一部を設けなければならないとされています。（消防組織法第9条）

##### ①消防本部

佐倉市は、八街市・酒々井町と消防組合を組織しております。消防本部は、佐倉消防署と併設されており、消防の任務を遂行するために必要な予算・庶務企画立案及び人事等の事務を行なっています。

##### ②消防署所

消防署所は、第一線の活動部隊としての役割を果たし、火災、災害及び人命の救助救出に直接携わるとともに、火災予防活動に従事しています。

佐倉市には、佐倉消防署（大蛇町）・志津消防署（ユーカーが丘）・志津南出張所（中志津）・臼井出張所（染井野）・神門出張所（神門）・角来出張所（角来）の6つの消防署所があります。

### ③消防団

消防団は、普段、会社員、公務員、農業等の様々な職業に就いている人達が、いざ火災や風水害などの災害が発生した際、消防防災活動に従事します。また、災害発生時以外は、火災予防や警備警戒、訓練活動などに従事することもあります。

消防本部・消防署が常備消防と呼ばれるのに対して、消防団は非常備消防と呼ばれています。

### (3) 火災発生時等の出動指令について

火災発生時等の消防本部から消防団に対する出動指令は次のとおりです。

#### [1] 出動指令

① 佐倉市消防団火災等出動区分表(P 9)に基づき、火災等発生地を担当する部及び隣接する部(2～5箇部)の指定された団員

② 火災等の発生地を担当する分団長及び副分団長

#### [2] 団本部役員

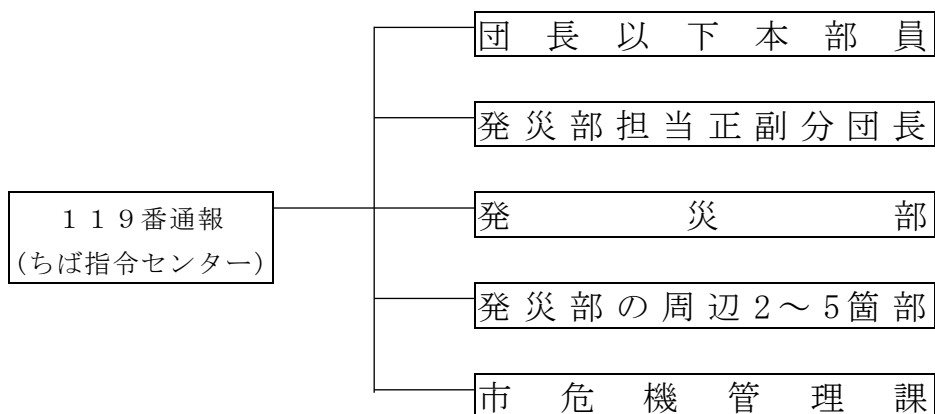
① 佐倉市内全域

#### [3] 担当区域外等への出動

★ 担当区域外への出動は原則として行わない

(火災等発生地が隣接区域の場合及び区域外出動指令があった場合はこの限りではない。)

#### [4] 火災発生時の連絡方法



[5]佐倉市消防団火災等出動区分表

所属	担当区域	第1出動(第2出動)
第一分団	1部 弥勒町、野狐台町、大蛇町、藤沢町、樹木町、白銀1～4丁目 千成1～3丁目、高岡、上代、鍋山町、本町	2, 4(3, 10)
	2部 鑄木町の一部、鑄木仲田町、鑄木町1・2丁目、宮小路町、城内町の一部	1, 4(3, 6)
	3部 田町、海隣寺町、並木町、城内町の一部	1, 4(2, 5)
	4部 新町、裏新町、中尾余町、最上町、栄町、鑄木町の一部	1, 3(2, 6)
	5部 下根、下根町、山崎、宮前3丁目の一部	3, 6(1, 8)
	6部 岩名、萩山新田、宮前1・2丁目、宮前3丁目の一部	1, 5(7, 9)
	7部 土浮	3, 6(5, 8)
	8部 飯野、飯野町	5, 7(3, 6)
	9部 飯田	6, 10(1, 3)
	10部 大佐倉、将門町	1, 9(3, 4)
第二分団	11部 上座、ユーカリが丘2～4丁目、南ユーカリが丘	12, 18(15, 17)
	12部 小竹、ユーカリが丘1・5丁目	11, 15(13, 14)
	13部 先崎	12, 14(11, 15)
	14部 青菅、宮ノ台1・2丁目	12, 15(11, 13)
	15部 井野の一部、ユーカリが丘6・7丁目、宮ノ台3～6丁目 西ユーカリが丘1～7丁目、上志津の一部	11, 12(13, 14)
	16部 井野町、西志津の一部、井野の一部	15, 17(11, 18)
	17部 上志津の一部、上志津原、中志津5～7丁目、西志津の一部	16, 18(11, 15)
	18部 下志津、中志津1～4丁目、下志津原	11, 17(15, 16)
第三分団	22部 臼井、臼井田の一部、新臼井田、王子台1～3・5丁目、稲荷台1～4丁目	23, 24(25, 26, 27)
	23部 臼井田の一部、八幡台1～3丁目	22, 24(25, 26, 27)
	24部 臼井台、南臼井台	22, 23(25, 26, 27)
	25部 角来、印南	26, 27(22, 23, 24)
	26部 江原、江原台1・2丁目	25, 27(22, 23, 24)
	27部 江原新田	25, 26(22, 23, 24)
第四分団	30部 石川の一部、六崎の一部、春路1・2丁目	31, 33(32, 37)
	31部 六崎の一部、大崎台1～3丁目の一部	30, 33(32, 37)
	32部 寺崎、大崎台2・3丁目の一部、大崎台4・5丁目、寺崎北1～6丁目	31, 33(30, 35)
	33部 表町1～4丁目、大崎台1丁目の一部	31, 32(30, 35)
	34部 神門、木野子、大作1丁目の一部	38, 39(33, 37)
	35部 太田、山王1・2丁目	32, 36(33, 37)
	36部 大篠塚	35, 38(33, 37)
	37部 城、藤治台、石川の一部	34, 35(30, 31, 33)
	38部 小篠塚	34, 39(33, 36)
	39部 馬渡	34, 38(33, 37)
第五分団	41部 高崎	42, 48(44, 45)
	42部 八木、長熊	41, 44(43, 48)
	43部 上勝田	44, 45(41, 42)
	44部 下勝田	43, 45(41, 42)
	45部 直弥、米戸、瓜坪新田、坪山新田、上別所	44, 48(42, 43)
	48部 宮本、天辺、寒風、大作2丁目の一部	41, 45(42, 44)
第六分団	51部 岩富町	52, 56(53, 54, 55)
	52部 岩富、大作1丁目の一部、大作2丁目の一部	51, 53(54, 55, 56)
	53部 坂戸	52, 54(51, 55, 56)
	54部 内田	53, 55(51, 52, 56)
	55部 飯塚	54, 56(51, 52, 53)
	56部 西御門、七曲、宮内	51, 55(52, 53, 54)
第七分団	61部 飯重、染井野1～4丁目	62, 65(63, 64)
	62部 羽鳥	61, 65(63, 64)
	63部 生谷の一部、王子台4・6丁目、染井野5・6丁目	61, 64(62, 65)
	64部 畔田	63, 65(61, 62)
	65部 吉見、生谷の一部、染井野7丁目	61, 62(63, 64)

## (4)佐倉市消防団の消防機庫一覧

令和 8年 4月 1日現在

所属	所在地	構造	建築面積	建築年	消防車両
第一分団	1 部 弥勒町211-2	木造2階	33.56 m <sup>2</sup>	平成2年	ポンプ車
	2 部 鐺木仲田町9-3	木造2階	31.59 m <sup>2</sup>	平成29年	ポンプ車
	3 部 海隣寺町36-1. 2	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	平成26年	ポンプ車
	4 部 裏新町78	木造2階	31.45 m <sup>2</sup>	平成18年	ポンプ車
	5 部 山崎484-2	木造2階	29.4 m <sup>2</sup>	平成16年	積載車
	6 部 岩名1074-1	木造2階	29.76 m <sup>2</sup>	令和6年	積載車
	7 部 土浮798	木造2階	29.19 m <sup>2</sup>	平成13年	積載車
	8 部 飯野185-3	木造2階	24.84 m <sup>2</sup>	昭和58年	積載車
	9 部 飯田1291-1	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	平成27年	積載車
	10 部 大佐倉1246-2	木造2階	24.74 m <sup>2</sup>	平成7年	積載車
第二分団	11 部 上座707-18	木造2階	31.05 m <sup>2</sup>	平成25年	ポンプ車
	12 部 小竹62-1	木造2階	33.12 m <sup>2</sup>	平成元年	積載車
	13 部 先崎966-2	木造2階	29.76 m <sup>2</sup>	令和6年	積載車
	14 部 宮ノ台1-17-10	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	令和7年	積載車
	15 部 井野158-2	木造2階	29.76 m <sup>2</sup>	令和7年	積載車
	16 部 井野町83-11	木造2階	31.59 m <sup>2</sup>	平成31年	ポンプ車
	17 部 上志津1155	木造2階	32.4 m <sup>2</sup>	昭和48年	ポンプ車
	18 部 下志津510-4	木造2階	29.4 m <sup>2</sup>	平成14年	積載車
第三分団	22 部 稲荷台1-2-21	木造2階	33.12 m <sup>2</sup>	昭和57年	ポンプ車
	23 部 臼井田2526	木造2階	31.45 m <sup>2</sup>	平成23年	積載車
	24 部 臼井台61-4. 5. 6	木造平屋	49.28 m <sup>2</sup>	平成23年	積載車
	25 部 角来1700-3	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	平成26年	積載車
	26 部 角来445	木造2階	29.76 m <sup>2</sup>	令和5年	積載車
	27 部 江原新田50-1	木造2階	31.45 m <sup>2</sup>	平成21年	積載車
第四分団	30 部 石川59-2	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	昭和52年	積載車
	31 部 六崎843-5	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	平成14年	積載車
	32 部 寺崎2999	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	平成26年	積載車
	33 部 表町3-13-4	木造2階	31.05 m <sup>2</sup>	平成27年	ポンプ車
	34 部 神門533	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	昭和53年	積載車
	35 部 太田1458	木造2階	31.45 m <sup>2</sup>	平成19年	積載車
	36 部 大篠塚806	木造2階	28.58 m <sup>2</sup>	平成16年	積載車
	37 部 城356-13. 357-9	木造2階	29.4 m <sup>2</sup>	平成17年	積載車
	38 部 小篠塚588-3. 5	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	平成24年	積載車
	39 部 馬渡1294-1	木造2階	29.71 m <sup>2</sup>	平成11年	積載車
第五分団	41 部 高崎613	木造2階	29.76 m <sup>2</sup>	令和4年	積載車
	42 部 八木210-1	木造2階	29.4 m <sup>2</sup>	平成9年	積載車
	43 部 上勝田1216-1. 2	木造2階	29.4 m <sup>2</sup>	平成12年	積載車
	44 部 下勝田372-1	木造2階	27.49 m <sup>2</sup>	昭和55年	積載車
	45 部 直弥723-9	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	平成27年	積載車
	48 部 宮本217	軽鉄2階	20.73 m <sup>2</sup>	昭和50年	積載車
第六分団	51 部 岩富町403-2, 408, 409	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	令和2年	積載車
	52 部 岩富465-2	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	令和3年	積載車
	53 部 坂戸846-5	木造2階	31.59 m <sup>2</sup>	平成28年	積載車
	54 部 内田1015-1	木造2階	31.59 m <sup>2</sup>	平成30年	積載車
	55 部 飯塚942	木造2階	29.76 m <sup>2</sup>	令和4年	積載車
	56 部 西御門122-1	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	令和3年	積載車
第七分団	61 部 飯重936-4	木造2階	33.12 m <sup>2</sup>	昭和63年	積載車
	62 部 羽鳥1044	木造2階	24.8 m <sup>2</sup>	昭和53年	積載車
	63 部 生谷491	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	平成14年	積載車
	64 部 畔田405-1	木造2階	24.48 m <sup>2</sup>	昭和58年	積載車
	65 部 吉見193-3	木造2階	28.98 m <sup>2</sup>	平成26年	積載車

## 5. 消防水利

(令和8年4月1日現在)

地区別 区分	合 計	防 火 水 槽				消火栓
		小 計	20m <sup>3</sup> 未満	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満	40m <sup>3</sup> 以上	
佐 倉	413	165	42	18	105	248
志 津	877	308	33	27	248	569
臼 井	318	84	17	11	56	234
根 郷	468	228	46	23	159	240
和 田	154	125	47	24	54	29
弥 富	135	94	34	16	44	41
千 代 田	236	79	26	17	36	157
計	2,601	1,083	245	136	702	1,518

## 6. 佐倉市消防団出動件数及び出動人員

(1) 地区別緊急出動件数・人員一覧(平成28年度～令和7年度)

	佐倉地区		志津地区		臼井地区		根郷地区	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
平成28年度	8	223	23	589	5	61	12	392
平成29年度	8	217	19	376	8	98	7	146
平成30年度	12	329	15	260	9	165	10	246
令和元年度	18	695	18	515	18	314	15	564
令和2年度	7	195	20	294	6	88	8	100
令和3年度	14	326	16	249	5	90	7	123
令和4年度	15	288	17	315	4	58	8	92
令和5年度	13	272	18	278	4	42	12	164
令和6年度	12	333	23	363	9	130	11	128
令和7年度	9	164	14	236	8	95	12	175
合計	116	3,042	183	3,475	76	1,141	102	2,130

	和田地区		弥富地区		千代田地区		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
平成28年度	9	130	9	174	5	73	71	1,642
平成29年度	3	38	5	83	8	159	58	1,117
平成30年度	5	94	3	43	3	29	57	1,166
令和元年度	13	166	13	189	15	233	110	2,676
令和2年度	4	44	6	119	7	90	58	930
令和3年度	13	144	3	59	6	50	64	1,041
令和4年度	1	13	5	82	11	155	61	1,003
令和5年度	3	21	6	120	7	65	63	962
令和6年度	7	74	10	135	6	57	78	1,220
令和7年度	2	18	8	76	3	43	56	807
合計	60	742	68	1,080	71	954	676	12,564

※緊急出動:火災・誤報・捜索・風水害等

## (2) 緊急出動内訳(令和7年度)

## ■火災出動

No.	出動月日	種別	地区名	出動人員
1	4月1日	建物火災	六崎	12 人
2	4月15日	その他火災	下志津原	17 人
3	4月19日	車両火災	畔田	14 人
4	4月20日	その他火災	西ユーカリが丘	1 人
5	5月28日	建物火災	上志津	20 人
6	5月30日	その他火災	下根	18 人
7	6月7日	建物火災	木野子	13 人
8	6月12日	その他火災	下勝田	2 人
9	7月29日	その他火災	上座	12 人
10	8月1日	車両火災	西御門	5 人
11	8月6日	その他火災	井野	11 人
12	8月7日	建物火災	萩山新田	16 人
13	8月21日	林野火災	大佐倉	24 人
14	8月31日	建物火災	ユーカリが丘	15 人
15	9月3日	その他火災	生谷	22 人
16	9月5日	建物火災	上志津	25 人
17	9月17日	その他火災	七曲	8 人
18	9月24日	建物火災	上別所	18 人
19	9月28日	建物火災	稲荷台	18 人
20	9月28日	建物火災	稲荷台	6 人
21	10月11日	建物火災	ユーカリが丘	16 人
22	10月16日	その他火災	岩名	16 人
23	11月1日	建物火災	西御門	1 人
24	11月1日	建物火災	西御門	8 人
25	11月17日	建物火災	井野	35 人
26	11月30日	林野火災	岩富	13 人
27	12月8日	その他火災	岩富	7 人

No.	出動月日	種別	地区名	出動人員
28	12月11日	その他火災	下志津原	18 人
29	1月5日	建物火災	表町	28 人
30	1月11日	建物火災	江原台	21 人
31	1月11日	林野火災	八街市根古谷3付近	7 人
32	1月11日	林野火災	八街市根古谷3付近	27 人
33	1月12日	その他火災	鍋山町	29 人
34	1月12日	その他火災	大篠塚	14 人
35	1月14日	建物火災	稲荷台	13 人
36	1月15日	建物火災	土浮	12 人
37	1月17日	林野火災	将門町	24 人
38	1月17日	その他火災	羽鳥	12 人
39	1月21日	その他火災	太田	9 人
40	1月21日	建物火災	馬渡	9 人
41	1月22日	その他火災	下志津	7 人
42	1月23日	建物火災	稲荷台1丁目	15 人
43	1月25日	林野火災	大篠塚	19 人
44	1月25日	その他火災	先崎	18 人
45	1月31日	建物火災	太田	9 人
46	1月31日	その他火災	臼井台	9 人
47	2月2日	その他火災	大佐倉	20 人
48	2月3日	建物火災	神門	24 人
49	2月5日	建物火災	上志津	12 人
50	2月22日	その他火災	小竹	29 人
51	2月26日	建物火災	表町	10 人
52	3月5日	林野火災	馬渡	18 人
53	3月10日	建物火災	稲荷台	10 人
54	3月11日	建物火災	六崎	8 人

■誤報・非火災

No.	出動月日	種別	地区名	出動人員
1	4月21日	誤報	小竹	6人
2	5月2日	誤報	岩富	10人
3	5月24日	誤報	畔田	13人
4	6月26日	誤報	大佐倉	21人
5	7月17日	誤報	下志津	2人
6	9月21日	誤報	鎚木町	31人
7	11月5日	誤報	稻荷台	19人
8	11月29日	誤報	上志津	16人
9	12月5日	誤報	山王	5人
10	12月21日	誤報	八木	9人
11	1月23日	誤報	稻荷台	5人
12	2月21日	誤報	大崎台	15人

■搜索・風水害等

No.	出動月日	種別	地区名	出動人員
1	4月11日	水害対応	臼井	3人

火災出動合計 804人

誤報・非火災出動合計 152人

搜索・風水害出動合計 3人

令和7年度緊急出動延べ人数

959人

(3)出動件数・人員一覧(令和7年度)

	4月～7月		8月～11月		12月～3月		合計	
	件数	出動人員	件数	出動人員	件数	出動人員	件数	出動人員
火災(誤報、非火災等含む)	14	161	20	323	32	472	66	956
水防	1	3	0	0	0	0	1	3
搜索	0	0	0	0	0	0	0	0
訓練・点検・警戒・消防学校	67	1,291	67	2,971	72	3,685	206	7,947
その他(会議等)	44	412	56	399	38	572	138	1,383
合計	126	1,867	143	3,693	142	4,729	411	10,289

## 7. 消防予算(令和8年度)

単位:千円

### (1) 令和8年度当初消防予算

一般会計予算	消防費	構成率(%)	一世帯当りの消防費	市民一人当りの消防費
60,444,000	3,165,094	5.2%	39	19

※世帯数、人口は令和8年3月末のもの

### 消防費の構成

消防総務費	非常備消防費	消防施設費	水防費
2,999,786	133,672	29,607	2,029

### (2) 消防費の内訳

#### ① 消防総務費 (市職員の給与等)

職員人件費	消防組合負担金	救命救急処置費
36,067	2,958,209	5,510

※救命救急処置費…AEDリース料等

#### ② 非常備消防費 (消防団に掛かる経費)

運営一般事務費	活動支援費	施設等維持整備費
70,525	13,594	49,553

※運営一般事務費…報酬費、各種負担金補助及び交付金等

※活動支援費…委託料、使用料及び貸借料等

※施設等維持整備費…修繕料、自動車重量税等

#### ③ 消防施設整備費 (防火水槽・消火栓等消防水利維持管理費等)

報償費	需用費	委託料	工事請負費	原材料費	負担金補助及び交付金
6	2,185	2,840	6,300	286	17,990

#### ④ 水防費 (各水防組合への負担金)

印旛利根川水防事務組合	印旛地区水防管理団体連合会
1,562	467

(3) 消防団員にかかる経費(団員報酬・出動報酬等)

[1] 報酬費 50,000,000円

・団員報酬 28,036,000円 (700人分)

階 級	報 酬 年 額
団 長	156,000円
副 団 長	120,000円
副団長(本部長)	108,000円
分団長(本部員)	96,000円
分 団 長	75,000円
副 分 団 長	63,000円
部 長	57,000円
班 長	39,000円
団 員	36,500円

※1年間消防団員として勤めた場合、市から上表の金額が支給される。

・出動報酬 26,694,000円 ※消防団員として出動した場合、支給される。

種別	報酬の額	
災害出動(従事した職務の時間が4時間以上の場合)	1回	8,000円
災害出動(従事した職務の時間が4時間未満の場合)	1回	4,000円
その他の出動 ※訓練・警戒・点検等	1回	1,500円

[2] 交付金 3,516,000円

種 別	年 額
本 部	57,000円
分 団	45,000円
部	55,000円

※佐倉市が消防団に消防活動を行わせるために交付する交付金。

[3] 退職報償金額

(単位:千円)

区 分	勤 務 年 数						
	5～ 10年未満	10～ 15年未満	15～ 20年未満	20～ 25年未満	25～ 30年未満	30～ 35年未満	35～ 以上
団 長	239	344	459	594	779	979	1079
副 団 長	229	329	429	534	709	909	1009
分 団 長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長班長	204	283	358	438	564	734	834
団 員	200	264	334	409	519	689	789

※消防団員活動を5年以上行くと上表のとおり金額が千葉県市町村総合事務組合から支給される。

## 8. 佐倉市消防団をとりまく現状

### 〔1〕 佐倉市消防団に期待される役割とその将来像

消防団は、常備消防と比較して大量の人員を動員することが可能であるとともに、消防ポンプ等の機械力も有しており、「自分たちの街は自分たちで守る」という崇高な精神のもと、地域防災において欠かすことができない中核的な組織となっています。

また、東日本大震災後、地域に一番近い防災力として消防団の重要性は高まり、国においても「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し、消防団の充実強化を求めているところです。

最近の災害は複雑多様化しているとともに大規模化の傾向にあり、特に将来起きる可能性のある大規模災害発生時のことを考慮すると、今後さらに、消防団を充実・発展させていくことが必要となっています。

### 〔2〕 現在、佐倉市消防団が抱えている問題点

社会情勢や雇用形態の変化(自営業の減少)により団員の確保が重要な問題となっています。

現在680名の条例定数に対し、団員数は664名で16名の欠員が生じており、団員の高齢化も進んでいます。

消防団活動がより一層の理解を得られるよう、様々な方法で広報活動に努めていく必要があります。

## 9. 火災発生状況

(令和3年度～令和7年度)

年別 種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
建物	12	14	13	16	25
林野	1	1	5	1	2
車両	3	4	3	6	7
その他	19	15	27	29	20
計	35	34	48	52	54

※消防団が出動したものに限り

10. (令和7年度) 佐倉市消防団事業報告書

月	日	曜日	事業名 ( ) は会場・場所	内 容
4	5	土	団本部会議・正副分団長会議 (佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室)	辞令交付、事業計画、事務手続き等
5	11	日	地区別操法訓練 (各訓練場所)	消防操法訓練 (※全分団同日開催)
	24~25	土~日	女性消防団員科 (千葉県消防学校)	女性消防団員を対象とした2日間の教育訓練
6	1	日	機械器具点検 (各点検場所)	各分団ごとに機械器具の点検を行う
	22~23	日~月	消防先進地視察研修 (団本部・正副分団長会議を同時開催)	副分団長以上を対象とした先進地視察研修 (定例表彰、第2半期行事等)
7	17	木	団本部会議 (佐倉市役所社会福祉センター3階小会議室)	表彰関係、事業関係
8	3	日	貸与品検査 (各部機庫)	各部を巡回し、貸与品の検査を行う
9	28	日	機械器具点検 (各点検場所)	各分団ごとに機械器具の点検
	28	日	団本部・正副分団長会議 (佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室)	実戦訓練、秋季火災予防運動、歳末警戒、出初式
10	5	日	佐倉市民防災訓練 (開催場所: 下志津小)	佐倉市主催の防災訓練 (副団長以上・第2分団出動)
	25	土	花火大会大会警備 (市内各地)	分散開催
	30	木	第61回消防殉職者慰霊祭 (千葉県消防学校慰霊碑前)	
11	8	土	産業大博覧会 (草ぶえの丘)	消防車両展示 (女性消防部出動)
	9~15	土~金	秋季火災予防運動 (各地区)	広報活動及びポスターの掲示
	9	日	実戦訓練 (各訓練場所)	トランシーバーによる通信訓練及びポンプ中継放水訓練
	22~23	土~日	消防団員指導員研修 (千葉県消防学校)	日本消防協会の定める消防団員指導員研修課程基準 2日間の教育訓練
12	6	土	団本部会議	歳末警戒、出初式、他市町村出初式出向関係
	27~30	土~火	歳末警戒 (各地区)	各地区を巡回し広報活動 (27日は団本部による巡視)
R8 1	10	土	令和8年佐倉市消防出初式・前日準備 (佐倉城址公園自由広場)	団本部、正副分団長及び女性消防部参加
	11	日	令和8年佐倉市消防出初式 (佐倉城址公園自由広場)	
	24	日	女性消防部視察研修	
2	1	日	団本部・正副分団長会議 (佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室)	令和8年度事業計画、事務手続き等
3	1~7	日~土	春季火災予防運動 (各地区)	広報活動及びポスターの掲示
	1	日	機械器具点検 (各点検場所)	各分団ごとに機械器具の点検を行う
	14~15	土~日	指揮幹部科分団指揮課程	副分団長以上、かつ現場指揮課程を修了している者を対象とした研修
	17	火	第76回消防大会	表彰式等

## 1 1 . 佐倉市消防団に関する条例及び規則

### (1) 佐倉市消防団の設置等に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

#### (消防団の設置、名称及び区域)

第2条 本市に、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
佐 倉 市 消 防 団	佐 倉 市 の 区 域 全 域

#### 附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

## (2) 佐倉市消防団条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条の2第2項及び第23条第1項の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員並びに任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 団員の定数は、680人とする。

(任命)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命しその他の団員は、団長が次の各号に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て、これを任命する。

- 1 本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学する年齢満18歳以上の者
- 2 志操堅固で身体強健な者。

(退職)

第4条 団員は、退職しようとする場合はあらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(懲戒)

第5条 団員であって次の各号の一に該当する者があるときは、任命権者は市長の承認を得て懲戒の処分をすることができる。

- 1 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- 2 職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき。
- 3 団員としてふさわしくない非行のあったとき。

第6条 前条の懲戒は次の区別によりこれを行なう。

- 1 免職
- 2 停職
- 3 戒告

2 停職は、1年以内の期間を定めてこれを行なう。

(服務)

第7条 団員は、団長の召集によって出勤し、服務に従事するものとする。ただし、召集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、ただちに出動し、服務に従事しなければならない。

第8条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第9条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第10条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行なってはならない。

(報酬及び費用弁償)

第11条 団員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の定めるところにより支給する。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月10日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

### (3) 佐倉市消防団の運営に関する規則

#### (目的)

第1条 この規則は、佐倉市消防団の分団及び部等の所掌事務を明確にし、適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

#### (災害出場)

第2条 消防車が水、火災現場に出場するときは、道路交通法（昭和35年法律 第105号）その他の法令の定める交通規制に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの際の警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

#### (消防車の責任者の遵守事項)

第3条 水、火災出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 機関担当員の隣席に乗車すること。
- 2 病院、学校、劇場等の前を通行するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- 3 消防団員及び消防関係者以外の者を消防車に乗車させないこと。
- 4 消防車は、一列縦隊で安全な距離を保って走行すること。
- 5 前行消防車は、追越信号のある場合を除くほか、走行中の追越しはしないこと。

#### (管轄区域)

第4条 消防団は、団長の許可を受けずに管轄区域外の水、火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、管轄区域が確認しがたい場合の出場については、この限りではない。

#### (消火及び水防等の活動)

第5条 水、火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水、火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

#### (現場指揮)

第6条 火災現場に最先到着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り責任を負わなければならない。

#### (指揮者の報告義務)

第7条 火災現場に到着した各車（隊）の指揮者は、上級指揮者の到着を待ってすみやかに、火勢の状況、防ぎよ措置及び消火活動上必要と認めた事項を報告しなければならない。

#### (指揮者の遵守事項)

第8条 災害現場に出場した指揮者は、次の各号の事項を守らなければならない。

- 1 消防作業中は、適切な判断と敢然とした決意をもって団員の活動を指揮監督すること。
- 2 常に自己の指揮下にある団員を掌握し、状況の変化に即応した体制がとれるように努めること。
- 3 所属団員の保護に十分な措置をとること。
- 4 残火鎮滅に当たっては、よく調査して、再燃によって危険を及ぼすことのないように努めること。

**(死体発見の場合の措置)**

第9条 水、火災その他の災害現場において死体を発見したときは、指揮者は消防長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

**(放火の疑いのある場合の措置)**

第10条 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の各号の措置を講じなければならない。

- 1 直ちに消防長及び警察職員に通報すること。
- 2 現場保存に努めること。
- 3 事件を慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えること。

**(教養及び訓練)**

第11条 消防団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的にこれらの訓練を行わなければならない。

**(表彰)**

第12条 分団及び部又は消防団員がその任務遂行に当たって、その功労が特に顕著である場合は、これを表彰することが出来る。

- 2 前項の表彰については、別に定める。

**(文書簿冊)**

第13条 消防団には、次の各号に掲げる文書簿冊を備え、常にこれを整備しておかなければならない。

- 1 団員名簿
- 2 消防沿革誌
- 3 日誌
- 4 設備資材台帳
- 5 区域内全図
- 6 地理、水利要覧
- 7 予算差引簿
- 8 手当受払簿
- 9 給与品、貸与品台帳
- 10 諸令達簿
- 11 消防法規例規綴
- 12 参考資料綴
- 13 雑書綴

**(補則)**

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

## (4) 佐倉市消防団協力事業所表示制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、従業員の佐倉市消防団への参加の推進、その参加に必要な勤務環境の整備、事業所の有する資機材を提供するなど地域の消防・防災に寄与する事業所に対し、佐倉市消防団協力事業所表示証を交付することに関して必要な事項を定め、佐倉市又は他の市町村に所在する事業所の活動が地域に貢献するものであり、かつ、佐倉市消防団が行う消防・防災活動への協力体制を有するものであることを公にし、事業所の協力による佐倉市の消防・防災体制の充実及び強化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 消防団協力事業所

市長が佐倉市消防団の活動に協力している事業所として認定し、佐倉市消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付したものをいう。

(2) 消防団長等

佐倉市消防団の団長及び地区代表者その他、佐倉市消防団の活動を支援する者をいう。

### (表示証の交付申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所は、市長に佐倉市消防団協力事業所表示申請書（別記様式第1号）により申請するものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所に該当するものを市長に推薦することができる。

### (認定基準)

第4条 市長は、事業所で、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所として認定を行うものとする。ただし、消防関係法令に違反している事業所を除く。

(1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所

(2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所

(3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所

(4) その他消防団に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所

### (認定表示証の交付)

第5条 市長は、第3条の申請又は推薦があったときは前条の認定基準に基づき審査し、消防団協力事業所として認定したときは、当該事業所に表示証（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、消防団協力事業所として認定した事業所が他の市町村にある場合は、当該他の市町村と協議の上、当該他の市町村長と連名で表示証を交付することができるものとする。

### (表示証の表示)

第6条 消防団協力事業所は、表示証を交付した佐倉市の名称、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 市長が消防団協力事業所として認定した事業所が他の市町村にあるときは、佐倉市のほか、当該事業所が所在する市町村の名称も併せて付することができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 事業所の敷地内で、外部から見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他、人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、別記様式第2号に規定する寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

### (表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 市長は、佐倉市消防団協力事業所表示証交付整理簿（別紙様式第3号）を備え付け、表示証の交付を管理するものとする。

### (表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年とする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所は、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新することができる。

### (認定の取消し)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、消防団協力事業所が事業所を廃止し、若しくは休止したとき、第4条に規定する基準を満たさなくなったとき、又は偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたことが明らかになったときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取消し理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

### (消防団協力事業所の公表)

第10条 市長は、消防団協力事業所の名称、佐倉市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等に公表するものとする。

### (消防団協力事業所の表彰)

第11条 市長は、消防団協力事業所の協力内容等が認められるときは、当該事業所を佐倉市表彰規程（平成5年佐倉市訓令第9号）に基づき表彰することができる。

### (所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、危機管理室において所掌する。

### (その他)

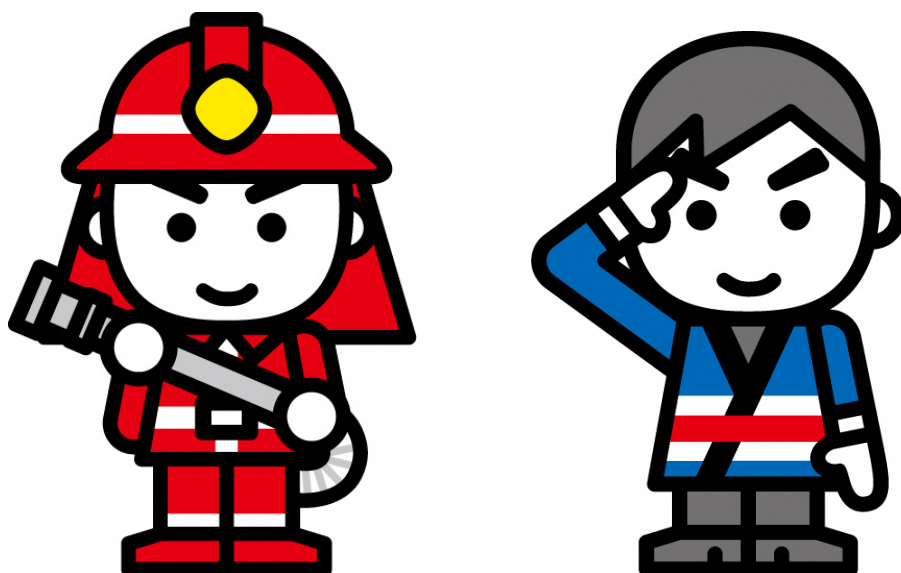
第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年 3月23日決裁18佐交第1121号）

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

火の確認 いい日を支える いい習慣

これは、2026年度全国統一防火標語です。  
この言葉をいつも思い出して  
火事に気を付けましょう！



全国消防イメージキャラクター  
【消太】

#### 消防団員募集中！

佐倉市消防団では、常時消防団員を募集しています。18歳以上の方なら学生でも消防団活動に参加できます。（地元のために、だれでも何かできることがある・・・）

自分が住むまちと、そこに暮らす人々の生命と財産、そして何より笑顔を守るために、  
あなたの力を佐倉市消防団の活動に役立ててみませんか？

問い合わせ：佐倉市危機管理課消防班 043(484)6132